

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

3. 湖沼の水質保全対策

(1) 宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画の策定及び対策の実施

(1) 事業目的

第7期湖沼水質保全計画は、湖沼水質保全特別措置法に基づき、県知事が定めることとされているもので、湖沼の水質保全に関する方針と保全のために必要な施策に関する内容を内容とする計画です。令和元年度に第7期計画を策定し各種施策を推進しています。その水質目標値等は次のとおりです。

■計画期間

令和元年度から令和5年度

■水質目標

将来的には水質環境基準の達成を目途としつつ、この計画では、令和5年度における水質を表1に掲げる目標値まで改善することを目指しています。

表1

(単位：mg/l)

			水質実績値 (令和元年度)	水質目標値 (令和5年度)
宍道湖	化学的酸素要求量 (COD)	75%値	5.8	4.6
		(参考) 年平均値	5.2	4.0
	全窒素	年平均値	0.50	0.47
	全りん	年平均値	0.044	0.039
中海	化学的酸素要求量 (COD)	75%値	4.6	4.4
		(参考) 年平均値	3.6	3.5
	全窒素	年平均値	0.44	0.46
	全りん	年平均値	0.042	0.046

※化学的酸素要求量の75%値、全窒素及び全りんの年平均値は、環境基準点（宍道湖：5地点、中海：12地点）の最高値。

■望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標

上記による従来の水質目標に加えて、両湖の特性や特徴を踏まえた以下の指標を設けました。

○親しみやすく、分かりやすい環境指標による評価（宍道湖・中海）

地域住民等がモニターとして参加している「五感による湖沼環境調査」を評価指標として、地域住民が親しみやすいと感じられる水環境（80点以上）を目指します。

○良好な生物生息環境による評価（宍道湖）

汽水湖の生物（ヤマトシジミなど）が安定的・持続的に生息するような生物生息環境を目指します。

○見た目にも快適と感じられる水環境に向けた評価（中海）

レクリエーション等で多くの人が集まる機会があり、水質改善の必要性が高い米子湾において、透明度が概ね2m以上となることを目指します。

(2) 取組状況

第7期計画の施策体系は資料編：表1のとおりです。

令和元年度までに実施した主な対策

ア 生活排水処理施設の整備

湖沼の水質保全を図る上で、生活排水等による汚濁負荷の流入量を削減することは極めて重要です。このため、湖沼水質保全計画でも下水道等の生活排水処理施設について、事業内容別に目標事業量を定めて整備を推進しました。

令和元年度末の整備状況は、資料編：表2のとおりで、目標事業量の達成に向けて着実に進捗しています。なお、公共下水道や農業集落排水施設等について、整備済地域における人口の自然減少等のため、全処理人口のR5目標はH30現況よりも減少しています。

イ 流出水対策地区の地域活動促進

市街地や農地から降雨により流れ出る汚れの削減に重点的に取り組む「流出水対策地区」を2地区指定し、体制づくりや活動の支援を行っています。

ウ 汽水湖における汚濁メカニズムの解明

汽水湖における水質汚濁のメカニズムの解明に向け、平成22年度から専門家によるワーキンググループを設置して、課題整理やデータ収集・調査を行っています。

(3) 参考情報

宍道湖及び中海に係る第7期湖沼水質保全計画

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/kosyou_suishitu_hoz_en_keikaku.html

※1. 非特定汚染源（別添参照）

工場・事業場や家庭からの排水などと異なり、汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりをもつ市街地、農地、山林等の地域を発生源とする負荷や降雨等に伴って大気中から降下してくる負荷のこと。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379